

防研発総第127号  
16. 3. 29  
改正 防研総第306号  
20. 3. 31  
改正 防研総第825号  
23. 9. 1  
改正 防研総第457号  
27. 4. 10

企画室長  
総務課長  
各部長  
図書館長  
殿

防衛研究所長

定例的に行う会議について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

1 設置目的

防衛研究所における業務の円滑な運営を図るため、部長会議を設置する。

2 組織

部長会議は、次の者をもって組織する。

(1) 議長：所長

(2) 副議長：副所長

(3) 構成員：研究幹事、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）並びにその他議長が指名する者

3 審議事項

構成員は、所務運営に関する重要事項を審議するとともに、企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「各部等」という。）の所掌事務に関し必要な報告及び情報交換を行う。

4 運営要領

(1) 会議の開催は原則として毎週1回開催とする。

(2) 会議の議事進行は、副議長又は構成員のうちから議長が指名する者が行う

(3) 議長は、説明及び意見聴取のため、構成員以外の関係者を出席させることができる。

5 その他

(1) 会議に関する庶務は、企画部総務課において行う。

(2) 各部等は、会議の審議項目及び必要書類を当該会議が行われる前々日（休・祝祭日を除く。）までに企画部総務課へ提出するものとする。